

一関地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、別に定めるものを除き、一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般職の職員の給与)

第2条 一般職の職員の給与については、別に定めるもののほか、一関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年一関市条例第39号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日（以下「新組合設置の日」という。）の前日までににおける解散前の東磐環境組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和38年東磐環境組合条例第6号）、東磐広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（平成12年東磐広域行政組合条例第12号）、一関地方衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年一関地方衛生組合条例第5号）及び一関地方広域連合一般職の職員の給与に関する条例（平成11年一関地方広域連合条例第17号）（以下これらを「解散前の条例」という。）の規定による給与については、なお解散前の条例の例による。

(継続出向職員の職務の級及び号給の切替え等)

3 新組合設置の日の前日において、東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合及び一関地方広域連合（以下「解散一部事務組合等」という。）の職員であった者で引き続き一関地区広域行政組合に出向された職員（以下「継続出向職員」という。）のうち、新組合設置の日の前日において解散前の条例の規定による給料表の適用を受けていた職員の新組合設置の日における職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が別に定める。

4 継続出向職員のうち、新組合設置の日の前日において解散前の条例の規定によりその者が属していた職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新組合設置の日における職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が別に定める。

(給与の調整)

- 5 管理者は、この条例の規定により決定された職員の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について、継続出向職員の間それぞれ採用されていた解散一部事務組合等の給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との権衡を考慮し、別に管理者が定める基準により新組合設置の日以後に所要の調整を行うことができる。

(育児休業等の取扱い)

- 6 継続出向職員のうち、新組合設置の日の前日において育児休業中の職員その他管理者の定める職員の昇給の取扱いについては、他の職員との権衡を失しない範囲において管理者が別に定める。

(給与の減額に関する経過措置)

- 7 継続出向職員のうち、新組合設置の前日においてこの条例において準用する一関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一関市一般職給与条例」という。）第22条の規定に相当する解散前の条例の規定による給与の減額を必要とする職員に係る給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、解散前の条例の規定により算出された額を新組合設置の日以後に支給する給与から減ずる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 8 継続出向職員の扶養親族で、新組合設置の前日において一関市一般職給与条例第10条の規定に相当する解散前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 9 この項から附則第13項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧寒冷地 一関市、平泉町又は藤沢町をいう。

(2) 新寒冷地 一関市一般職給与条例別表第3に掲げる地域をいう。

(3) 経過措置対象職員 平成16年10月1日（以下「旧基準日」という。）において旧寒冷地に在勤していた職員であって旧基準日から引き続き次に掲げる職員（一関市一般職給与条例第5条第10項に規定する再任用職員を除く。）のいずれかに該当するものをいう。

ア 旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する職員

イ 新寒冷地に在勤する職員

- (4) 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことがある旧寒冷地のうち、旧基準日における解散前の条例の規定（旧基準日における規則の定めを含む。以下この項において「旧算出規定」という。）を適用したとしたならば算出される同条例の規定による加算額又は基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。
- (5) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分（旧基準日における解散前の条例に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、旧算出規定を適用したとしたならば旧算出規定による加算額又は基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
- (6) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、一関市一般職給与条例第21条第1項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。
- 10 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に居住する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、一関市一般職給与条例第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	20,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	26,000円

- 11 新寒冷地に居住しない職員で一関市一般職給与条例第12条の2の規定により単身赴任手当を支給されるもの（これに準ずる職員として管理者が別に定める職員を含む。）のうち、管理者が必要と認める職員に対して第21条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる寒冷地手当の額が、前項の規定により支給されることとなる寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による寒冷地手当の額を支給する。
- 12 基準日（その属する月が平成19年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き新寒冷地に居住する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき

一関市一般職給与条例第21条第2項の規定に基づく規則の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	18,000円
---------------------	---------

- 13 前3項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の職員である者に対しては、管理者の定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（その他の経過措置）

- 14 第7項から前項までに定めるもののほか、新組合設置の日の前日までに解散前の条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為とみなし、期間は通算する。